平成２７年（フ）第１６５０号
大阪市淀川区塚本２丁目18番６号　ツインヴィラ塚本Ａ―305号、前住所大阪市淀川区三国本町２丁目13番37―111号
債務者　上辻　尚樹
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６１号
大阪府寝屋川市木田町22番８号
債務者　齋藤　信雄
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０号
島根県出雲市小山町194番地板倉荘11
債務者　松村　由貴
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３６号
千葉県銚子市本城町３丁目67番地　仲内アパートＢ－２
債務者　浅野　功子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
山口県宇部市大字中山498番地56
債務者　大塚　仁司
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２２号
山形県南陽市二色根92番地の20、前住所山形市北町４丁目13番16号　レオパレスゆうとぴあ105号
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１３３号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目22番39号　サンハイツ101
債務者　佐々木忠夫
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５０号
埼玉県所沢市緑町４丁目35番４―205号　サンフォレスト
債務者　蛯澤　愼司
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６号
岡山県倉敷市中畝10丁目４番16号　レオパレスウインドワード101
債務者　上口　一也
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９号
広島県庄原市板橋町100番地３ハイツ西原206号、前住所広島市佐伯区藤の木３丁目５番26号
債務者　久長　信義
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１０号
広島県庄原市高野町新市1126番地５
債務者　水除由美子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３６４号
札幌市西区西町北２丁目１番13―406号
債務者　首藤美沙樹（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４２号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番22号　フォーサイト平岸103号
債務者　温井　誠治
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７２号
札幌市北区北40条西５丁目１番41号　ＫＣＣサンクチャリー405号
債務者　大頭　則政
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０６号
北海道江別市ゆめみ野東町27番地の２
債務者　菅野　栄子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１０号
札幌市白石区本通13丁目南９番14―305号
債務者　堀内　寿江（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１９号
札幌市豊平区平岸４条11丁目10番12―306号
債務者　清水　浩太
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０３号
埼玉県新座市馬場１丁目６番４号
債務者　田部井和美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係